

R. P. Dore と戦前日本農村問題

— 農地改革の停滞とその対外的影響 —

清水 昭 典

(昭和40年10月9日受理)

R. P. Dore and His View of Pre-War Japanese Agrarian Problem

by Shōsuke SHIMIZU

Abstract

Mr. R. P. Dore's work "Land Reform in Japan" deals with pre-war Japanese land tenancy system, resulted in poverty of her agrarian people.

He points out that the question of how and by whom the land is owned, can be a decisive determinant of the social structure and of the political stability. Moreover, he continues to examine positively, that the failure of attempts at land reform was a cause of agrarian unrest in Japanese domestic policies, and of the rise of totalitarianism accompanied by expansion abroad in foreign policies.

His study is suggestive to understand, that agrarian unrest expressed in outbursts of desperate violence, has provided for the social energy leading to a nationalist movement in South Asia resently.

In this paper, I may introduce Mr. Dore's theme and consider it from some different standpoints.

ドーアの問題関心

英国の社会学者であり現在ロンドン大学教授の R. P. ドーア氏がわが国の農地制度、地主＝小作制の改革に関心をもち、大学・農政担当者と接しながら実際に農村で生活し実態調査を踏まえた研究をおこない、すぐれた著作、“日本の農地改革”(本稿はこの著作にあらわれたドーアの問題提起を紹介し多少の検討を加えるものである)を刊行したことは、最近のわが国の農地制度にとって、かつて社会経済的に重要な意義をもっていた地主＝小作制度の役割が改革によって消失したとはいえないとしてもいぢるしくウエイトを軽くしたとみるならば、ドーアの研究は改革の成果を問うことの意義はおくとして、わが国にとって必ずしも今日的とはいえぬ研究かもしれない。しかしドーアがわが国の地主＝小作制の研究を志した動機には、現在農業が重要な役割をはたしているアジア、アフリカ、南アメリカ諸国の土地所有制の型態が、その社会構造や大衆の福祉、イデオロギーの諸問題に影響し、政治制度の安定にとって決定的

な要因とみるかれの関心があり、特にアジア地域では土地に対する人口圧が大きく、高額地代と細分された零細保有、産業発達のための資本の蓄積に困難さがあり、生活水準の較差の大きな不平等と負債の恒久化など政治的不安定の条件が大きく、これが激烈なナショナリズム運動や革命の変動の触媒たる擾乱と分裂をひき起していることへのドーアの関心があることをみることができよう。

ドーアにとっては、戦前の日本の農地制度に起因した政治的不安定はアジアの今日的現実を理解しこれに対処するうえに極めて重要な示唆と教訓をひとつひとつに与えるものなのである。

ただわれわれにとって、直接興味あることはかれの研究におけるわが国の農村問題、地主小作制と政治的不安定の因果的関連の解明のしかたがドーアがみるように農地改革の意義を一応評価するとしても、解決済みのことではないし、体制的不安定の要因を農村の局面からも見出すことはできるとしても、もっぱら農村の問題に集中してとらえることができるであろうかという疑問を想起させるものである。

日本農業発達史と小作制の形成

ドーアが日本農業問題をとらえるにあたって、先ず着手したことは、七世紀中葉のわが国最初の土地改革、大化改新にわが国農業史の起点を求め、その後荘園の発達——鎌倉政権の成立——応仁の乱——大閤検地・徳川政権の成立——明治維新——戦後の農地改革の諸事件をピークとしながらわが国農業史の発達をとらえることであった。この場合ドーアの歴史把握の方法はそのすべてを貫いてとはいえずとも、少なくとも十二世紀から十九世紀にいたるわが国の歴史を制度の中央集権にむかう巨きな集中と集中された制度の動揺と瓦解、再び巨きな集中へと、集中と分散の交代としてとらえることであった。この方法を通じてかれの敘述は長期にわたる農民と土地とその支配者の支配の歴史的变化・発達を具体的にとりあげながら現代の農民と土地とそれを規制する支配がはらむ諸問題がいついかにして発生したかをとらえることであった。

その場合ドーアがとらえた戦後の農地改革に比肩すべき大きな改革は大化改新のそれであった。大化改新の直接の目的が天皇家の支配権力の拡大強化にあったことはかれにとっても自明のことであるが、そのためには唐の律令制度をモデルとして中央集権的行政制度が継受され制度化されたのであり全国にわたる地方氏族の土地・農民に対する私的保有がその上に立つことを志向する中央政府に属することが宣言され、土地は自ら耕作する各農戸に分与され、それに課せられる租庸調が地方氏族にではなく、政府に帰属するのであり、その手続きが政府のローカルエージェントによって執行されることがたてまえとなったのである。

自ら耕作する農戸に中央政府が直接土地を分与すること、すなわち大化にとって空前であり戦後の改革まで絶後となった土地所有と耕作の担い手の分離の否定に注目する限り、ドーアが大化改新と戦後の農地改革——自作農創設を互に比肩しうる二大画期事業とみることは妥当

なことであろう。

にもかかわらずわれわれがいささかの奇異を感じるとしたならば、「封建制度を払拭しこれに代えて、新しい中央集権的行政制度を創立し」、「明治の最初の年（明治元年十二月十八日）、村々の地面はすべて百姓の持地」たることを宣言した明治維新の理念なりその画期的意義をドーアは、かつて維新の指導者や戦前のわが国の多数の歴史家がやったように王制復古に象徴される維新と大化改新をなぜ比肩させる方法をとらなかったかという疑問を生ずるからであろう。明治維新はドーアにとってはとるに足りぬ改革だったのだろうか。そうではない。かれは維新が大化をモデルとしたことを熟知しながら、そして維新政府が既述の宣言をしたことを正当に評価しながら、それが抽象的ないわゆるたてまえの宣言におわり土地がかっての班田制のように具体的に「それぞれの百姓に明細を明示して分与されたわけではなかった」ことにももの足りなさを感じたからにはかならない。土地が具体的に耕作農民の所有となるためには維新以降戦後の農地改革にまたねばならなかったことをドーアは特に重要視したのである。

では農民の土地所有が原則化されながら個々の耕作農民に明細を定めて土地が分与されたわけではなかったこととは一体何を意味するのであろうか。

それは維新において、一方で、土地をめぐる権利に関し、土地を所有する武士を中心とする封建支配者と耕作をおこなう農民との区別および区別的手段としての土地譲渡の禁止、農民に対する土地緊縛、職業選択の制約等を廃止し、農民がひとしく土地を所有しうる機会をもつことを維新政府が原則として承認したことを指す。

他方、現実には農民の地位はすでにひとしくはなかった。けだし土地を現実に所有しうる富をもつ農民と、それに隷属し借地によって耕作の機会を与えられる農民の地位とは実質的にひとしくはなかったのである。

すなわちすでに小作制が広汎に展開し、個々の耕作農民は認められた土地所有を失う可能性・自由はあっても現実にひとしく土地を所有しつづける経済的条件に欠けていたのである。

小作制の起源はつとに徳川封建社会の動揺解体の中に存在していた。上層身分たる武士階級は城下町都市生活における生活水準の上昇によって多額の支出費用を必要とし、これに見合う貢租の増徴を強行し、武士に対する農民の恭順の観念態度を弱めたのであり、また米穀商高利貸商人からの負債の増大と度重なるその棄損は商人に対する武士の襟度と廉直さを失なわせた。また下層レベルの農民は増大する貢租と冠婚葬祭費用の捻出に苦しみ、武士と同じように商人や、その他農村の小規模な資本所有者たる醸造業者、織元等への経済的依存を深めていたのである。

武士・農民に対するこれらの融資者は貸付の担保から土地の実質的所有を、封建的規制たる土地譲渡禁止の規制にもかかわらず確保する能力をもつにいたったのである。（享保の改革）、しかも江戸幕府時代にみた耕地面積の増大は武士のこれに見合う貢租の増徴のための期待から奨励されたが新田開発を実際に請け負えたのは農民を小作として隷属させながら、開発の仕

事に従事させてきた富裕な商人だったのである。かくして土地は商品として、また投資の対象として、商人・富裕農民の手に移りかれらは地主へと転化したのである。しかも明治政府の成立はかれらの期待に負うものであり、かつその政策はかれらの利益に見合うものであった。

政府は自らも農民の入会地の国有への移転をおこなったが、商品貨幣経済の進出にみあう地券制度、地租の設定をすすめ生産物の自由な売却を認めたが高率の現物地代を負担する農民はこれらの機会にあずかる条件を欠いていた。

地主と一般農民との経済的地位の較差は拡大するばかりだった。

したがって多数農民は①土地所有者に対する賃銀労働者として雇傭の機会を与えられるか、②小作となるかの二者択一を迫られたのだ。

帰結は②にあった。なぜなら土地に対するおびただしい人口圧の結果、土地耕作の需要が高く、高額の地代（小作料）を地主として取返しうる条件が支配的だったからである。

しかもドーアは当時の日本の企業がとるに足らぬものであって、ほとんど農村人口を吸収する余地がなく、土地の開発も土地と人口のアンバランスを是正するにはいたらず、農民は農業のほかに生活手段を知らず、伝統的に土地への愛着をもち、自らの世界（村落共同体）のそとに出ることを望まず、たとえ所有を喪失しても耕作可能な手段—小作化の道を選んだのである。さらに水稻栽培にとっては①の道たる機械化の大農方式は必ずしも有利ではなかった。かくて小作制は江戸封建社会に発生しながら明治年間、急速に増加した。

地主—小作制停滞の条件

しかし明治の末期から小作の増加率は停止しわが国の農業制度は新しい局面を迎えることになった。それはドーアが統計数字で示しているように、その後のわが国の耕地面積の漸増にもかかわらず、全耕地に対する小作地面積比が一定の均衡（1908年の比が45%で1941年になっても46%であった）を保持して経過したのである。この数字的均衡の成立（制度の均衡ではない）理由をドーアは詳述しているが、大体次のように大別できよう。

①農業における新技術新品種の導入栽培技術の進歩等の結果、生産性が拡大され、（昭和15年の米の反当反量は明治13年の2倍、一般的生産性は昭和5年～15年の平均生産量は明治初年のほぼ3倍）生産物の市場価格の動揺を前提としてもなお経済的に耕作者（自作）が小作に転落するのを免れ得る要因があったこと。

②今世紀の曲り角から「国家の背骨たる土地所有農家の激減」に対処して、政府が不充分とはいえ、農村に信用制度を設けることを認め、助成政策をとり、農村互助団体の結成を奨励したこと。

③第一次大戦後、小作組合の発達、地代スト、小作争議の結果、地主が新たに土地を所有する意欲を喪失したこと。1930年代の不況には農民の負債が増加したにもかかわらず土地の売買はすすまず小作は相対的に減少したこと。

④第二次大戦に食糧確保の至上命令にもとづいて増産に意欲的な自作農の創設をうながす政策を政府がとらざるをえなかったこと。

ドーアにとって、以上の条件による数字的均衡が、わが国農村と地主＝小作制自体の安定を意味するものではない。①②の条件が積極的な役割を果たしたことを認めるとしても、ドーアの関心は専ら③にある。すなわち第一次大戦期間の企業のブームと1917、1918両年の凶作の影響で米価は昂騰し、限られたひとびとの繁栄にもかかわらず、日用品を購入せねばならず、米市場への出荷米をもたず、自家飯米を購入せねばならない多数の小作農家にとっては、深刻な窮迫が到来したのであった。これに加えて「ロシア革命の新しいニュースが刺戟的效果をもたらさずにはおかなかった。」のであり、「1917年には四十歳になっていた小作家族の当主は、父親とは異なり、文盲ではなく、新聞を読むことができた」(ドーアはわが国の教育制度の発達、それが農村の社会構造に影響したことを高く評価する)から小作制のもつ窮迫、身分的差別を鋭く意識するようになっていたのだ。

小作騒擾が頻発し争議化し、それは先進的工業地帯たる中部日本の非パタナリスティックな農村から次第にパタナリスティックな北日本農村(穀倉)にもひろがりはじめたのである。

この争議にあらわれる小作農の地位、地代、ひいては制度の改革を求める“反抗”に対し、政府は“危険なイデオロギー”や“階級闘争への拡大”を阻止するために小作争議小作組合への規制をするようになったのである。

しかし1930年代になると、世界貿易に精一杯手を広げていたわが国は世界不況の影響をうけて、わが国を戦争へと導いた経済的、政治的危機に置いたのだ。農村にはアメリカ合衆国生糸市場の崩壊から生糸価格の暴落、昭和5年の記録的な豊作と、皮肉なことにかつての米騒動に刺戟された朝鮮台湾米の栽培の結果その流入が増加するようになって、米価とその他農産物価格が他の日用品価格をはるかに凌駕して下落し、しかも租税額は不変で、都市の工場商店から次三男は失業して帰村し小作農民の窮迫が深刻化したのである。

小作争議は法的規制にもかかわらず漸増から急増に転じ、暴力的性格をもつようになったのだ。

しかもこの時期のいちぢるしい特色は生産物販売者たる地主・自作農家が農産物価格の下落に直接影響されて、深刻な打撃をうけたことであり、もはや従来の生活様式と生活水準を維持しえなくなった地主は自ら耕作する機会を求め、小作農に対する土地の取り戻しをするようになったことである。(争議のイシューとしてこれが激増した)不況の余波は小作農にもっとも集中したのだが、地主・自作農をも打撃を与えた農村では小作問題に代えて、トータルな“農村問題”“農業問題”“農村をいかにすべきか”という一般化した問題をひとびとに強く意識させたのである。そこでは地主＝小作制的農村の対立はおおわれ、全体としての農村が“都会人士”“資本家”“政府”に基本的利益を対立するものとして意識されたのだ。

このことはドーアにとって、第一次大戦後1920年代の地主小作制のいきづまりが彫りの

深いやり方で改革されねばならなかった時に、改革が極めて不十分なままに遷延され、さらに1930年以降の農村の窮迫が深刻化しわが国の経済的政治的危機を深めたこと、それにもかかわらず問題解決のモチーフが見失なわれて、農村問題一般に還元される虚偽の問題提起を生じさせたと映ったのである。(ドーアは1920年に改革のチャンスを確認するが30年代には事態を病理の進行として把握している)

一体視された農村は“腐敗した物質文明(マルクス主義と西欧の個人主義をも指す)の所産たる都市と区別され、農村は農業を“国の本”としている伝統的美質”をもつものとして、農本主義者によって神聖化され、「政策立案者達の胸中に(ソ満国境で)日本が戦端を開く可能性があった」昭和9年以後の「非常時」の中で政府官僚によって、「農村共同体のもつ(恭順にみちた)社会的連帯を強化しかれらの掌中に統制機構をつくり強化する」ための手段として、また全体主義的な「家族国家の理想的な縮図」と価値視され、侵略的な全体主義の基盤とみられかつ利用をうけたのである。

ただドーアの関心はこの病理の過程にのみむいているのではない。ドーアは那須皓の言葉(1937年)を借りて、「すべてのものは表面で変化したにもかかわらず、経済の基礎はなお変化しなかった。小作問題は多くを語られなかったが依然それは存在した。農地問題は農業問題のアルファでありオメガである。そしてこの農地問題に関連して小作問題はもっとも重要な問題である。」「姿を消したのは小作問題についての議論であって、小作問題ではない。」と引用し、政府識者のそれに対する関心は低く、小作問題ももはやイデオロギー的志向をもつ運動としてではなく、地主と小作農との利害の具体的な直接の衝突の結果、小作争議件数が1935年まで増加の一途をたどり1937年には1927年の三倍を記録した事実を目を離さない。

農地改革停滞の政治史—農業問題、小作制に対する四つの政治的集団^{ホゲイ}

ドーアは戦前の日本農村をめぐる意見と政治活動を四つのカテゴリーに分け、それぞれの意見をもつ^{ホゲイ}集団が農村といかなる関係に立って、いかに農村を観、農村を指導し、農村に影響をもたらし、あるいは農村からどのように期待され敵視されてきたかということ、また各集団内部の性格、事情、各集団相互の態度、対立、利用、影響の与えかたなどについて、それをかなり長期的に、状況の変化、深刻化による各集団の動きと勢力の消長を考慮にいれて述べている。そして地主＝小作制が第一次大戦後根底から改革をうけることなく、表面にあらわれた農村の窮迫に対しとられた政策がどの集団によってすすめられ、どの集団からどのような影響をうけて形成され動かされ阻止されたか、さらに政府部内にあらわれた政策・意見の分裂をとりあげる。

そしてそのような政策が農村問題の解決を全体主義的膨脹に委ねることによって求めるにいたったしくみと経過をいわば政治史として述べる。

その①の集団は、未来社会の青写真を描く知的マルクス主義者から飢餓線上にある絶望的

な小作農で自然発生的暴力の発生をひき起したひとびとにいたる反抗と小作制の急進的改革を求めた勢力

②地主勢力である。かれらは政治の表面には立たないが政党を通じて政治に対する強い潜在的力をもち既得経済利益の確保につとめる。攻撃的反動勢力である。

③官僚、元老、軍である。かれらはジャーナリズム、アカデミズム、かなりの数にのぼる新興実業家から期待される勢力である。態度決定は概して保守的で、小作農よりも地主に好意をもち、時折は地主勢力の力に影響されるが農村問題に対する関心はあまり高くない。もっぱら社会秩序と自身の権力の維持に関心をもつが、対外的には明治期富国強兵国家政策の継承者として、列強の中で日本の地位を大国たらしめようとする企図をもつ。

④農本主義者達である。農村生活に精神的価値を求め神秘的信仰に服属する。日本の家族制度やバタナリズムの“美点”たる簡素・慈恵・勤労・忍従・義務履行などの徳目を教訓として強調する。(ドーアはこれらの徳目をバタナリストックで教師的である地主が小作に対し教訓として与えたことを指摘する。)かれらの思想は反都会的で1930年代にクーデタをおこなって全体主義に道を拓いた青年将校を共鳴させ鼓舞した。農本主義の思想はもっとモデレートされた型態で①②③の勢力にとりいれられかれらに影響するとともに、かれらの立場を正当化する象徴として利用された。

第一次大戦後の小作農の窮迫とともに発生した小作騒擾の中で、知的マルクス主義者を含む急進的改革派はこの騒擾を争議にもちこみ小作組合(日本農民組合、ドーアは小作というタームを使わずに農民というタームを使ったことに興味をもつ。)を組織して争議を指導し、小作の地位の改善と地代の減額を求め、小作制度自体の急進的改革を求めようになった。日農は創立後二年間で(1924)694の地方支部と52,000の組合員を擁し、かれらの指導に負う小作争議は全国に波及したのである。この“脅威”の抬頭に政府当局は小作争議や小作農の力の強化よりも政治体制の変革を志向する「危険なイデオロギー」「階級闘争の拡大」を憂えたのであり1925年には治安維持法を成立させ、1928年には共産主義者とシンパの大量逮捕をおこなったのである。その結果すでに内部の分裂と葛藤に陥っていた小作組合はいちぢるしく組織力を低下したのである。そして二十年代の政府には単なる小作争議、組合組織の正面からの抑圧ばかりでなく、これらを秩序化し規制する小作立法の成立を求める配慮があり、農相は調査委員会を設けて、小作立法草案を起草させたのである。その構成メンバーには自由主義的官僚学者も参加し草案作成をリードした。かれらは小作立法が小作争議の阻止を目的とするだけでは不十分であり、あまりにも小作農に不利な現状を改めて、社会正義の観点から小作争議の発生する根本原因を緩和する草案を作成したが、これは委員会の多数を擁する地主側代表の猛反対にあって潰えた、ドーアはそもそもこのような草案が法案として上程されても地主の利益を代表する与党政友会の支持をうけるのは困難であったとみる。そして小作立法がうけた運命は小作組合に対するその制度化立法や団体契約締結権の法認についても同様であった。けだし地主勢

力は地主—小作関係が相互扶助の親和的精神に立脚すべきことであり地主小作間に階級的分裂を想定するような前記法律案は国家にとって危険なことだと主張したのである。

これに反し「小作争議を解決するのではなく争議の発生を阻止する」小作調停法は1924年地主組織の全面的支持をうけて成立し、また小作農に耕作地の僅少の地片を25年以上にわたる年賦支払いによって買いとらせるやり方を内容とする自作農創設措置も、それが地主にとってわずらわしい土地保有にかえて年金つきの有価証券の保有にも等しい内容をもつゆえに地主勢力の支持をうけて容易に規則として公布されたのである。

1930年代の初頭には農村を襲った不況下に抑圧され内紛を重ねてきた農民組合は次第に左翼的イデオロギーが姿をひそめ、もっぱら農村にとって、(地主小作いづれにも)共通の問題とみられた農産物価格・電力肥料料金・負債問題等を取りあげるようになった。そして小作の利益、地位を擁護する要求を取りあげるのには消極的となったのである。組合指導者は満州事変を決定的な転機として、その六カ月前には全日本農民組合(54,000のメンバーを擁する)の宣言で、寄生地主制に支持される帝国主義政策を非難したのだが、その翌年の年次大会では、国民の間に国際社会における孤立から新しい愛国心が復活し帝国主義戦争阻止のスローガンを採択することができなかった。その後農民運動は反資本主義を掲げつつも侵略に同調し小作農の要求を国家的利益の手段として提起する国家社会主義者(左翼農民運動家からの転向もあった。たとえば赤松克麿)の手にゆだねられていったのである。しかしかれらの勢力は強力ではなかった。

これに代ってはなやかに登場したのは新しい農本主義者達であった。(榎藤成卿・橋孝三郎、ドーアは彼等と大正期の横井時敬らの農本主義とを同視しているわけではない。)かれらは田園的観念論と神道的国家主義、全体主義の立場に立って、都会的ブルジョワジー・コスモポリタンを敵視し、当時の新聞・工場・商業者・化学肥料・なかんずく資本所有者を農村の純朴さを失なわせ農村を窮迫させる悪として激越な攻撃“天誅”を加えたのである。これとともに農本主義者のように田園的ではないが、大都会の生活に触れ、その頹廢を知り、それゆえにコスモポリタンの都市ブルジョワを敵視する点で急進右翼国家主義思想家(北一輝ら)は農本主義者と共通の基礎に立つことを認めていたのだ。

農本主義者・右翼思想家は激越な言辞を弄したがかれらは農民運動の組織家ではなかった。地方地主に激励されたり援助をうけていたかれらの影響力は人格的なもので、1930年代クーデタを起し、わが国の国政の方向を変化させる道を招いた青年将校はその人格的影響をうけたものである。青年将校の決起の動機は巨利を博した“財閥”“資本家”の欲望に対し、精強な兵士の供給地たる東北農村の悲惨な飢餓があるという現実に対する憤激であった。

将校達には具体的な農村対策や国家改革の計画があるわけではなく、ただ腐敗した権力の中枢に対する狂熱的な敵視があったのだ。かれらにとって、決起、クーデタ、政府首脳者の暗殺のあとには「日本社会の諸悪は自ら正しい方向にむかうであろう。」という見通しの浅い手

放しの楽観的予想があるばかりであった。

クーデタは失敗におわったが、当時のひとびとは青年将校の一途な行動に、陸軍は社会正義と農民の生活に強い関心を払っているという印象をもつようになった。他方軍の指導者も、農村に対し、軍事費の削減をおこなっても窮迫農村に援助資金を捻出する声明を発表し、農民を軍の建設工事、被服製造に積極的に雇傭することをすすめる、さらに農村を救済せよというパンフレットを多数発行したのである。かくて軍に対する農民の考えは、支配者の中で、改党や貴族院とは異なって、軍だけが農民のために国民所得の配分をもっと公正にしようとするという思いこむこととなり、さらに陸軍の大陸征服の可能性は貧農の子弟に大陸の土地が賦与されるであろうという期待感を抱かせ、また兵士となったかれらが軍隊生活で外の世界の身分差を排除され、多少とも社会的進出の機会を与えられる魅力は大きかった。

陸軍は農本主義者達の言説に親しんだが、軍はまた農村に対し明治期の谷干城以来、精強な兵士の供給源としてもっともふさわしい質実勤勉な小独立自営農が構成する農村という夢をもっていた。しかしこれは理想化された夢としてとどまり、軍が農村に対立をもちこむような小作制の改革に関心をもつことはなく、もっぱら西欧的個人主義におかされることのない農村を健全な連帯の一体とみたのである。そして軍と農村の間には、在郷軍人会を通じての直接のコミュニケーションが開かれた。ただ都会地の在郷軍人会にはみるべきものなしとする。

1930年代にみられた農村の不況、フラストレーションは1920年代の騒擾にみちた雰囲気とは異なって、国外侵略への関心に転換されていったのである。

青年将校の蹶起は軍の強い全体主義への道を拓いたが、政府は少なくとも2.26事件以後、は農村の窮迫に対する経済政策の必要性をその以前よりも真剣にとりあげ遂行するようになってきた。それは

①農村地方で公共事業をすすめること、②米価、生糸価格の統制、価格水準の維持、③産業組合等農村信用制度の強化策、④農村負債の整理（政府基金による負債利息の肩代り支出）、⑤農村自力更生運動の推進（自給自足体制の強化）などであるが、特に③④⑤の活動については農村指導者を中核とする村落や隣保団体の支持と協力が求められたのである。したがって産業組合や更生委員会、負債整理委員会の指導者にはすでに農会や村議会のメンバーであった地主、有力自作農が選ばれ、かれらは一般農家経営や家計の内容に深く介入し、政府の農政はかれらを通じて深く滲透したのである。ただ実際には米価の統制も農村金融もその利益はこれに参画し、生産物を十分に市場に出荷しうる上層農家をもっぱらうるおすものであり、政策の帰結は地主支配の秩序を維持することにほかならなかったのである。

しかし程なく戦時体制に入った（1930年代下半半）わが国では国民を総動員して戦争を遂行する計画を樹立する必要から、新経済官僚（農林省や後の企画院の官僚、和田博雄、石黒忠篤ら）といわれるグループの中に、小作農を含めてより根底から農村の国策に対する自発的協力態勢を確立するために、小作制のある程度の改訂を含む新しい農政を企図するひとびと

が現われてきた。その意味ではかれらは小作制には触れず小作農には地主支配の權威の下に日本農民精神を鼓吹することだけで動員態勢が十分であるとする観念的右翼全体主義者、内務・文部官僚、一部の軍人達のグループと対立する急進的改革派だったのである。二つのグループはともに政府部内にありながらその対立は深く後年の大政翼賛会や大日本政治連盟などの国民の参加をめぐる組織形成と、運営の仕方についても激しい対立を生じ国民に対する戦争指導態勢を混乱させたのであった。

改革派の計画は小作条件に法的規制を設け小作の地位をある程度保障し、さらにかれらに耕作自作農に上昇する期待感をもたせる法律を与え、かれらの志気を高め生産性を上昇させようとしたものである。

ただしこの計画は改革派の創始ではなくすでに1926年の自作農創設維持補助規則の成果が不十分であったことに対する手直しを含んでいたのだが、1938年農地調整法として成立したのであった。この立法化には地主の反対がみられたがこれが成立しえたのは「地主達が将来必然的に生ずるもっと大きな譲歩を免れるために僅かの利益を譲歩する用意をすべき時代」であることを農相が説得したからであった。この成立の背景には官僚の中にも農村の社会構造の持続的变化にモデレエトに適応しようとする改革的要素があったこととしてドーアは指摘する。それとともにドーアは農地調整法の成立が、少なくとも小作の問題をひとびとの関心の焦点にもちこんだことをも指摘する。

この年には大日本農民組合が結成され、ついで翌年戦前最後の農民組合となった農地制度改革同盟が結成されたが、もはや農民運動は左翼的な地主制度の廃止はもとより、(かつての自由主義者がやったように)、社会正義という手段もとりえず、“耕作者に土地を”という要求や地代の固定を、“国家に奉仕する生産の増強という戦時国策に應ずる”方法で主張せざるをえなかったのだ。

この主張は農民運動の“最後の一蹴り”として結果的には1940年の政令、地代統制令の公布となった。

この統制令を発した政府は日米開戦以降のインフレーションの阻止と耕作者(小作)の食糧増産の意欲を高めることを目的としていたが、その結果として、はからずも地主の小作契約解除は大きく制約されることとなった。

また当時なお戦後構想を夢みていた政府は農村において、はじめて人口の絶対的減少(戦線と都市への勤労者人口の流出)をみたことを憂え、将来は少なくとも農村人口の40%を経済的に安定した独立自営農とする計画を立て、大幅な自作農創設が、穏健な思想と自発的積極的な耕作の普及、生産性の増加、多産の子弟が兵士の補充につながることに期待したのであった。期待は実現しなかったが、この自作農創設計画自体は敗戦後の第一次農地改革案(1945)と極めて類似したものであった。

かくてドーアは小作制の矛盾が戦時体制下に国策に協力を求める至上目的によって歪めら

れながらかえって解求を求めそれを与えられてゆく底流をみつめたのである。

しかも戦争の末期にはインフレーションの昂進、地代統制、二重米価政策、などの結果もはや地主制に発する地主のかつての利益は失なわれていたのである。

ドーアにとってはわが国の戦後の農地改革が外国軍の占領下にその圧力をうけながらすすめられたとはいえ、「戦前からくりかえされて抑えられながら改革の要求が日本自体にやどっていた」のであり、わが国の農地改革が社会構造の推移と、小作農の教育知識の普及と、歪められながらも政策の推移から、自明のことと映じたのであろう。

小作制・農村の窮迫と海外侵略の関連

敗戦後占領軍は「日本農村の社会経済的条件にはアジアにおける日本の侵略政策を喚起する強力な要因」があり、したがって「日本が復活してふたたび世界平和に脅威を与えないようにする」ために農地改革を含むいくつかの改革を指令したが、ドーアは戦前の日本農村即ち平和への脅威という関連を歴史的物質的必然とみた当時の占領軍の中にみられた信条に対してはかなり皮肉な見方をしている。

というのは事物の因果関連について主客二つの対位をとらず、複雑にいりくんだ多数の構成要因の関連を少なくとも支配者、その他政治に関連するひとびとの心理の動きを推測することを避けて先ず文書資料に即して解明しようとする慎重なドーアにとってこのことは速断できなくてなく、また日本の戦前の農村を断罪するやり方（侵略的陰謀者を断罪しないということではない）に彼が直接には関心がなかったことと、彼の関心が改革に成功しなかった戦前の日本農村にも幾回か状況に即して、改革の可能性が選択のオルタナティブとしてあったのではということにあったことにも関連してくるであろう。

ドーアは小作制と海外侵略の関連を論ずるにあたって、まず小作制と農村の不況の関連を前提としてとりあげる。それは

- ㉔地主の収受した高額地代が都会に流出したこと、(不在地主制という欠点が適切に処理されていたならばという期待につながる)
- ㉕地主小作の配分が不均衡であり過ぎたこと、(不均衡が多少でも緩和されていたならばという期待につらなる。しかしこれが実現されたならば地主の産業投資が減少し、農民は産業に雇傭される機会を失なって、農村の人口圧は加重されたであろうと仮定する)
- ㉖自作農創設がすすんでいたならば農村の生産性と農家収入はもっと高かったであろうとみる
- ㉗農村人口がその経済水準(収入と生産性)に見合うように調整されていたならばということ

を条件として述べ、改革されるべきであった条件の可能性にも触れながら結論としてドーアは地主制が小作の窮迫との関連が深いことを指摘する。

そしてドーアはこのような農村と全体主義的膨脹政策の関連について、論争的やり方で

①膨脹の動機として小作農に征服地植民の期待があり、農村は侵略戦争と領土保有を志向する軍閥に支持を与えたといわれるがドーアは日本の満州侵略が結果において過剰人口のはけ口を与えることとなったが、それが実際化したのは昭和10年以後であって、政府当局も移民のために侵略が強調されたわけではないとする。ドーアは大陸に対する侵略的関心はむしろ新興実業層にあったとする。

②小作制を基礎とした農村は過剰労働力を擁し、貧困であり、これが産業においても低賃金を誘発し国内市場をせばめ、他方地主の巨利は産業に投資され、膨脹した産業は力づくの海外市場獲得に狂奔させることになったということ。ドーアはこれについて“新興財閥”にその性向を認めるが、国際貿易の中で高度の利失計算をする有力な大企業財閥(三井・三菱など)には軍需産業との結びつきは必ずしも必然的ではなかったとする。

③政策決定に力を及ぼしうる軍指導者、元老、政治屋、企業家、官僚などの支配層が不況下に反対を抑えて、権力を保持するためには、農村の不況に対する関心をそらせる手段として海外に関心を集中させる膨脹政策をとったという“左翼的現代史家”の説に対し、ドーアはこのような意図が支配者の念頭にあったということを示す証拠資料は得難いであろうとみる。膨脹主義は右翼ショービニストの主唱するところだが単純なかれらには、関心の転換というようなストラテジーは作為的にはおこなわれなかったであろうとみる。

しかし右翼ショービニズムに対し、もっと穏健なかれら支配層が自己利益に対する考慮と左翼運動抑圧にとらわれてショービニストを抑止する決意に欠け、次第に膨脹政策のスローガンに同調していくようになったとみる。

④膨脹政策を主張する右翼国家主義者と軍人特に青年将校はこの政策について農民の支持をうけたといわれるが、ドーアは彼等がエリートの革命家であって、農村に親近感をもっていたとしても、大衆運動や農民の支持を組織化することにはあまり関心を払っていなかったとする。ただ農村には批判的態度の欠如や権威的雰囲気や即自的に存在していたから、軍が農民の服従を得ることを当然と考えていて懸念することがなかったことをドーアは認める。

⑤軍の権力掌握に道を招いた右翼国家主義者、青年将校と農村の関連について。ドーアは北一輝や大川周明のような人物は農村の不況の有無にかかわらず革命のような陰謀を立てたりしないでは生きていけない特殊な性向をもったタイプの人物とみる。

とはいえドーアは農村の不況がかれらの行動を刺戟したことを考慮には置いている。

⑥地主制的社会構造と全体主義の関連については、①小作農のバツンブな服従的性向、氣質、②地主制を維持するモラルとして、地主が小作農に自己の利益を捨てて省みない徳目を強調したこと、③村落共同体組織には社会的同調のための強い心理的圧力があり個性的な主張をすることを排斥する雰囲気があったことを述べている。

⑦農村の窮迫から生じたフラストレーションと海外侵略の関連について、ドーアは当時の日本ではそのような大衆の心理の動きが政策に影響する程大きな力をもっているとはみない。

以上のように小作制を中心とした農村と海外侵略の関連について、ドーアは比較的流布されている見解にも慎重な留保をつけ関連したとみられる要因を細分化して、一つ一つ実証的に追求し検討するやり方をとっている。

そしてドーアは“もしつぎのようであったならば”という過去についての仮定を立てることをためらいながらも、わが国が1920年代に地主所有の配分に対する根底からの調整がおこなわれていたならばという可能性を問うてみるのである。

ドーアはそのような問を發することを無意味な過去として述べているわけではない。かれは苦い体験をもった日本とは別に、現在農業的なアジア諸国において、小作制的構造をもちこれを解決しえないまま国内体制に不安定要因があること。そしてそれがエキセントリックな全体主義運動を誘発しやすいことに着目し、わが国の過去の小作制的農村にあった類似の経験から教訓と示唆をとりだそうとしているとみることができよう。

とすればドーアの日本農村研究には純粹に日本に対する関心からというよりは、世界の後進的農業国家の今日的課題への提言を用意することなのであり、それはヴェトナムやインドネシア、カンミールにおける争乱を根底から解決する手がかりを得ようとする関心にもかかわることであろう。